

第5章 幼児教育・保育の提供体制及び地域子育て支援事業の充実

1 提供区域の設定

(1) 幼児教育・保育

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や保育所・幼稚園・認定こども園等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域」(以下「教育・保育提供区域」)を定めることとされています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者やこどもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者やこどもが利用しやすい範囲を設定することが必要です。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査などから適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では、「都市地域」「都市周辺地域」「中山間地域」の3地域を、教育・保育提供区域とします。

【教育・保育施設提供区域】

提供区域	地域
都市地域	関門・中央、遠石、今宿、周陽・秋月・桜木、岐山、久米、櫛浜、富田、福川
都市周辺地域	鼓南、菊川、夜市、戸田、湯野、勝間、大河内
中山間地域	大道理・大向、長穂、須々万、中須、須金、大津島、和田、三丘、高水、八代、鹿野

(2)地域子ども・子育て支援事業

- 各事業の特性から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性及び地域性を加味する必要がある、この点を踏まえ基本的には「市全域」を提供区域とします。ただし、放課後児童健全育成事業については、基本は「小学校区」とします。

【地域子ども・子育て支援事業別提供区域】

事業区分	設定区域	考え方
利用者支援事業 妊婦等包括相談支援事業 【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	放課後に実施するという事業特性を踏まえ、基本は「小学校区」とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て世帯訪問支援事業 【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
児童育成支援拠点事業【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
親子関係形成支援事業【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。

病児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
産後ケア事業【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児等通園支援事業【新規】	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

(1) 教育・保育施設の状況

本市の教育・保育施設数は、令和6(2024)年時点で公立・私立合わせて幼稚園が15施設、保育所が23施設、認定こども園が5施設となっています。また、地域型保育事業所が5施設、企業主導型保育施設が6施設あります。

園児数は全体的に減少傾向にありますが、保育所(私立)と、地域型保育事業所(私立)及び企業主導型保育施設(私立)の園児数が増加しています。今後も保護者のニーズを把握しながら提供体制の確保を図っていく必要があります。

区分	施設数	園児数				
	令和6年 (2024年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
幼稚園(公立)	4	173	134	107	91	89
幼稚園(私立)	11	1,518	1,422	1,342	1,244	1,158
保育所(公立)	11	960	945	825	784	797
保育所(私立)	12	909	903	1,002	1,106	1,137
認定こども園(公立)	1	29	35	35	33	25
認定こども園(私立)	4	467	441	427	430	400
地域型保育事業所(私立)	5	84	86	76	86	96
企業主導型保育施設(私立)	6	52	52	68	62	81
合 計	54	4,192	4,018	3,882	3,836	3,783

資料:市こども保育課(幼稚園:各年5月1日、その他:各年4月1日)

【保育所・認定こども園の開所時間(令和6(2024)年4月現在)】

公立 (12)	(7時00分～18時00分開所) 城ヶ丘保育園・川崎保育園・富田南保育園・三丘保育園・鹿野こども園 (7時00分～19時00分開所) 第二保育園・櫛浜保育園・須々万保育園・尚白保育園・大内保育園・菊川保育園・勝間保育園
私立 (16)	(7時00分～18時00分開所) 認定こども園 あおば幼稚園 (7時00分～19時00分開所) 徳山中央保育園・遠石保育園・和光保育園・こもれび保育園・すみれ保育園・ひまわり保育園・アイグラン保育園新宿通・わかやま保育園・しゅうよう保育園・memorytree 周南保育園・アイグラン保育園岐山通・ふくがわこども園・幼保連携型認定こども園 共楽保育園 (7時00分～19時30分開所) 荘宮寺保育園 (7時30分～19時30分開所) 認定こども園 蓮生・まこと幼稚園

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業として、地域の実情に応じて、13 の事業を実施することとされており、本市では、13事業全てを実施しました。

(実施箇所数は令和6(2024)年4月現在、実績は令和5(2023)年度)

	事業名	概要	周南市の実施状況
①	利用者支援事業	● 専門職員を配置し、教育・保育施設を円滑に利用するための支援や、相談者のニーズを把握し、助言及び必要なサービスへの調整を実施する。	・実施箇所数 ①基本型:2か所 ② <u>こども家庭センター</u> 型:1か所
②	延長保育事業	● 通常保育の時間帯では送迎が困難な場合など、多様な保育ニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて延長保育を実施する。	・実施箇所数:23
③	実費徴収に係る補足給付を行う事業	● 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品等の実費徴収経費等の一部の助成を行う。	・対象者数:3人
④	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	● 認定こども園において、健康面や発達面に特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築する。	・対象者数:3人
⑤	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	● 保護者が就労等により、家庭保育ができない小学生に、放課後、週末、長期休業期間等に、適切な遊びや生活の場を提供する。	・実施箇所数:25 クラブ(47 教室) ・定員:1,945 人
⑥	子育て短期支援事業(ショートステイ)	● 保護者の病気や仕事などの社会的事由により、家庭においてこどもの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設や里親で一定期間、養育・保護を行う。	・実施箇所数:施設2箇所、里親
⑦	乳児家庭全戸訪問事業	● 生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問することにより、乳児家庭の養育環境等を把握し、育児に関する情報提供や、相談及び保健指導、必要な支援への調整を実施する。	・家庭訪問実施率:99.5%

	事業名	概要	周南市の実施状況
⑧	養育支援訪問事業	● 保健師、助産師、又は臨床心理士が、養育に困難さを感じる家庭を訪問し、育児支援を実施する。 ● 養育環境の維持や改善を図るため、ヘルパー等の派遣による育児・家事援助と生活環境改善のための支援を実施する。	・保健師・助産師等による訪問件数：537件(R5(2023)年度) ・臨床心理士による訪問等件数：25件(R5(2023)年度) ・家事・育児サポート：5件(R5(2023)年度)
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	● 児童虐待の発生予防や早期対応を図るため、関係機関等により構成される「要保護児童対策地域協議会」を中心に、要配慮児童の適切な保護又は支援を実施する。	・ケース進捗管理対象件数：258件
⑨	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	● 季節行事、運動、遊び等のミニイベントや子育て講習会等を開催するとともに、親子が自由に来館し、ふれあえる場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供などを行う。	・施設数：12 ・子育てひろば：5
⑩	一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)	● 幼稚園等において、幼稚園児の教育時間の前後や長期休業日など、通常の利用時間以外に預かりを実施する。	・実施箇所数：39(一時預かり事業全体)
	一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)	● 保育所等において、未就園のこどもの家庭内保育が一時的に困難となる場合に一時預かりを実施する。	
⑪	病児保育事業	● 家庭での保育が困難な小学生までの児童が、病気等で集団保育の困難な期間において、一時的にその児童を病児保育施設で預かり保育を実施する。	・延べ利用人数：2,379人
⑫	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)	● 育児の援助が必要な人と提供できる人を会員登録し、アドバイザーが中心となり、地域における相互援助活動等の調整を行い、サービスを提供している。	・会員数：881人
⑬	妊婦健康診査	● 安全・安心な妊娠・出産のために、定期的に健康診査を受けられるよう費用を助成する。 ● 健診結果の情報管理を行い、未受診者やハイリスク妊婦を把握し、継続した支援を実施する。	・11回目までの妊婦健診受診率 93.5% ・多胎妊婦健康診査検査回数 48回

3 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、ニーズ調査結果に基づき、本市に居住するこどもの「保育所」「幼稚園」「認定こども園」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）、地域型保育事業（※2）及び企業主導型保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

※1 保育所, 幼稚園, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

※年齢の設定

年齢の設定は以下の通りとします。

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2号認定①（幼稚園）＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5 歳
2号認定②（認定こども園及び保育所）＜共働き家庭＞	3～5 歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2 歳

【都市地域】

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
(3歳以上教育希望) 1号認定	見込量(需要量)合計①		780人	745人	697人	648人	606人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	1,057人	1,057人	1,057人	1,057人	1,057人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	185人	185人	185人	185人	185人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	1,242人	1,242人	1,242人	1,242人	1,242人
	②－①＝		462人	497人	545人	594人	636人
(3歳以上教育希望) 2号認定	見込量(需要量)合計①		295人	292人	284人	273人	265人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	285人	285人	285人	285人	285人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	20人	20人	20人	20人	20人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	305人	305人	305人	305人	305人
	②－①＝		10人	13人	21人	32人	40人
(3歳以上保育必要) 2号認定	見込量(需要量)合計①		1,094人	1,071人	1,027人	978人	937人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	1,168人	1,168人	1,161人	1,161人	1,161人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	25人	25人	25人	25人	25人
		合計②	1,193人	1,193人	1,186人	1,186人	1,186人
	②－①＝		99人	122人	159人	208人	249人
(2歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		400人	362人	366人	353人	341人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	330人	330人	328人	328人	328人
		地域型保育事業※2	41人	41人	41人	41人	41人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	30人	30人	30人	30人	30人
		合計②	401人	401人	399人	399人	399人
	②－①＝		1人	39人	33人	46人	58人
(1歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		334人	337人	324人	313人	303人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	275人	275人	282人	282人	282人
		地域型保育事業※2	39人	39人	39人	39人	39人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	24人	24人	24人	24人	24人
		合計②	338人	338人	345人	345人	345人
	②－①＝		4人	1人	21人	32人	42人
(0歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		120人	118人	116人	114人	113人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	158人	158人	160人	160人	160人
		地域型保育事業※2	32人	32人	32人	32人	32人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	23人	23人	23人	23人	23人
		合計②	213人	213人	215人	215人	215人
	②－①＝		93人	95人	99人	101人	102人

※1 保育所, 幼稚園, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【都市周辺地域】

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
(3歳以上教育希望) 1号認定	見込量(需要量)合計①		138人	137人	141人	143人	135人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	447人	447人	447人	447人	447人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	447人	447人	447人	447人	447人
	②-①=		309人	310人	306人	304人	312人
(3歳以上教育希望) 2号認定	見込量(需要量)合計①		7人	7人	7人	6人	6人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	18人	18人	18人	18人	18人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	18人	18人	18人	18人	18人
	②-①=		11人	11人	11人	12人	12人
(3歳以上保育必要) 2号認定	見込量(需要量)合計①		175人	177人	186人	192人	185人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	186人	186人	186人	186人	186人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	186人	186人	186人	186人	186人
	②-①=		11人	9人	0人	-6人	1人
(2歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		60人	62人	57人	55人	53人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	63人	63人	63人	63人	63人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	63人	63人	63人	63人	63人
	②-①=		3人	1人	6人	8人	10人
(1歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		48人	43人	41人	40人	38人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	50人	50人	50人	50人	50人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	50人	50人	50人	50人	50人
	②-①=		2人	7人	9人	10人	12人
(0歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		10人	10人	9人	9人	9人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	21人	21人	21人	21人	21人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	21人	21人	21人	21人	21人
	②-①=		11人	11人	12人	12人	12人

※1 保育所, 幼稚園, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【中山間地域】

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
(3歳以上教育希望) 1号認定	見込量(需要量)合計①		24人	21人	16人	14人	12人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	111人	111人	41人	41人	41人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	111人	111人	41人	41人	41人
	②－①＝		87人	90人	25人	27人	29人
(3歳以上教育希望) 2号認定	見込量(需要量)合計①		10人	9人	6人	6人	5人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	16人	16人	17人	17人	17人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
		合計②	16人	16人	17人	17人	17人
	②－①＝		6人	7人	11人	11人	12人
(3歳以上保育必要) 2号認定	見込量(需要量)合計①		60人	54人	41人	37人	33人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	119人	119人	108人	108人	108人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	10人	10人	10人	10人	10人
		合計②	129人	129人	118人	118人	118人
	②－①＝		69人	75人	77人	81人	85人
(2歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		24人	18人	19人	17人	15人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	27人	27人	27人	27人	27人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	11人	11人	11人	11人	11人
		合計②	38人	38人	38人	38人	38人
	②－①＝		14人	20人	19人	21人	23人
(1歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		16人	18人	16人	14人	13人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	23人	23人	23人	23人	23人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	10人	10人	10人	10人	10人
		合計②	33人	33人	33人	33人	33人
	②－①＝		17人	15人	17人	19人	20人
(0歳保育必要) 3号認定	見込量(需要量)合計①		7人	6人	5人	5人	4人
	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	9人	9人	9人	9人	9人
		地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
		確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
		企業主導型保育施設	7人	7人	7人	7人	7人
		合計②	16人	16人	16人	16人	16人
	②－①＝		9人	10人	11人	11人	12人

※1 保育所、幼稚園、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された6事業を加えた「13+3+3」事業について、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、周南市に居住することの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための基本的な方向を示します。

（1）利用者支援事業・妊婦等包括相談支援事業

【利用者支援事業】

事業概要

こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

基本型※	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②－①＝	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施

こども家庭センター型※	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①＝	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施、また、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行い、個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援体制を構築

基本的な方向

- 妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を実施します。
- こども及びその保護者、妊婦等、個別ニーズを把握し、関係機関等と連携を図りながら、適切な情報提供や必要な支援につなぎます。

【妊婦等包括相談支援事業】

事業概要

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

対 象 妊婦

単 位 回

需要量と確保の方策

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	妊娠届出数	736人	700人	667人	637人	610人
	1組当たり面談回数	2回	2回	2回	2回	2回
	面談実施合計回数	1,488回	1,414回	1,349回	1,290回	1,234回
②確保方策		1,488回	1,414回	1,349回	1,290回	1,234回
②－①＝		0回	0回	0回	0回	0回

基本的な方向

- 妊娠届出時及び出産後の乳児家庭全戸訪問時に、保健師や助産師が妊婦と必ず面談を行い、必要な情報提供や相談に応じます。
- 全ての子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたり、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

(2) 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育所や認定こども園等で保育を行う。

対 象 0歳児～5歳児

単 位 人

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,078人	1,056人	1,034人	1,012人	990人
②確保方策	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人
②－①＝	22人	44人	66人	88人	110人

基本的な方向

- 今後も高いニーズが見込まれることから、受入体制を確保し、安心してこどもを預けることができる環境づくりに努めます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯・所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品等の実費徴収経費や未移行幼稚園の副食費の一部の助成を行う。

対 象 0歳児～5歳児

単 位 人

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
②確保方策	21人	21人	21人	21人	21人
②－①＝	9人	9人	9人	9人	9人

基本的な方向

- 教育・保育に必要な実費徴収費用等の一部を給付することで、引き続き、本市のこどもが安心して成長できる環境づくりに努めます。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

認定こども園において、健康面や発達面に特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築する。

基本的な方向

- 障害児に対する子育て支援の充実に向け、国の制度に基づき適切に事業を実施し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保します。

(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者が就労等により、家庭保育ができない小学生に、放課後、週末、長期休業期間等に、適切な遊びや生活の場の提供を行う。

対 象 小学校1年生～6年生

単 位 人

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,918人	1,918人	1,918人	1,918人	1,918人
1年生	563人	563人	563人	563人	563人
2年生	457人	457人	457人	457人	457人
3年生	367人	367人	367人	367人	367人
4年生	304人	304人	304人	304人	304人
5年生	148人	148人	148人	148人	148人
6年生	79人	79人	79人	79人	79人
②確保方策	2,085人	2,085人	2,085人	2,085人	2,085人
②－①＝	167人	167人	167人	167人	167人

基本的な方向

- 児童クラブを希望する児童が安心して放課後や週末、長期休業期間を過ごせるよう、ニーズの把握に努め、小学校や関係機関との緊密な連携のもと、計画的な児童クラブ施設の整備と安定した運営体制の構築を図ります。
- 専門的な知識や技能を有する人材の確保と、研修やミーティングの実施によるスキルの向上に取り組みます。
- 配慮を必要とするこどものための保育環境を整えます。
- 放課後子供教室と情報共有や合同研修会を通して連携し、校内交流型・連携型の活動の継続につなげるとともに、両事業の運営の質を向上させる取組を推進します。
(令和6(2024)年度放課後子供教室数 31、うち校内交流型 17、連携型9)

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対 象 0歳～18 歳未満のこどもがいる家庭

単 位 人日(支援対象延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	554 人日	535 人日	516 人日	496 人日	475 人日
②確保方策	554 人日	535 人日	516 人日	496 人日	475 人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

基本的な方向

- 保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして一層の事業周知を図るとともに、保護者の育児負担軽減を目的とした利用や、DV等により緊急一時的に母子保護を実施するなど適切な対応を図ります。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

保健師等が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、育児不安や悩みを聴き、子育てに関する情報提供や児と産婦の健康管理を行うとともに支援が必要な家庭については適切なサービスに結びつける。

対 象 0歳児

単 位 人

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	736 人	700 人	667 人	637 人	610 人
②確保方策	736 人	700 人	667 人	637 人	610 人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

基本的な方向

- 子育て不安や負担の軽減及び安定した育児に向け、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者と児の健康管理や育児についての相談、助言を行います。

（８）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【養育支援訪問事業】

事業概要

妊娠中から育児不安を抱えるなどの要支援家庭や乳児家庭全戸訪問により継続して支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、各家庭に応じて適切な養育が行われるよう関係機関等が連携し、必要な育児支援を実施する。

対 象 0歳～18 歳未満のこどもがいる家庭

単 位 人(支援対象人数)

確保方策の内容 養育支援が特に必要な家庭に対して、以下の体制で実施します。

〔実施体制〕 保健師・助産師・臨床心理士

〔実施機関〕 こども家庭センター

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	436 人	424 人	410 人	396 人	381 人
②確保方策	436 人	424 人	410 人	396 人	381 人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

基本的な方向

- 専門職が家庭訪問し、養育に関する助言・指導等を行い、支援の必要な保護者の育児・養育能力の向上を図ります。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

事業概要

虐待を受けたこども、保護者の養育支援が特に必要なこども、特定妊婦など、要保護児童等の適切な保護又は支援を目的として、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」を中心に、早期発見、適切な保護又は支援を実施する。

確保方策の内容 要保護児童対策地域協議会構成員の専門性向上と関係機関の連携強化を図り、要保護児童等の適切な保護又は支援を実施します。

〔実施機関〕 こども家庭センター

基本的な方向

- 関係機関等により構成される「要保護児童対策地域協議会」の機能を強化し、調整機関としての役割を果たす市職員や関係機関職員の専門性向上のための取組を充実します。

(9) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

養育環境が整わない家庭を訪問し、環境改善を図るため、家事・育児の援助を行う。また、子育て等に関する不安や悩みを傾聴し、相談・助言や子育て支援に関する情報提供を行う。

対 象 0歳～18 歳未満のこどもがいる家庭

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	336 人日	326 人日	315 人日	304 人日	293 人日
②確保方策	336 人日	326 人日	315 人日	304 人日	293 人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

基本的な方向

- 利用が望ましい全ての家庭に、必要な回数訪問し、支援ができる体制の確保に努めます。

(10) 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、安全・安心に過ごすことのできる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う。

対 象 6歳～18 歳未満のこどもがいる家庭

単 位 人(支援対象実人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	10 人	10 人	10 人	9人	9人
②確保方策	10 人	10 人	10 人	9人	9人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

基本的な方向

- 支援が必要なこどもや家庭を把握して、拠点の利用につながるよう、関係機関との連携強化、事業の周知に努めます。

(11) 親子関係形成支援事業

事業概要

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対して、ペアレント・トレーニング等を実施する。

対 象 18 歳未満のこどもがいる家庭

単 位 人(支援対象実人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	11 人	11 人	10 人	10 人	10 人
②確保方策	11 人	11 人	10 人	10 人	10 人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

基本的な方向

- こどもとの関わり方に不安や悩みを抱える保護者の気持ちに寄り添い、情報を共有し、こどもとの関係づくりに役立つ知識を提供することで、より健全な親子関係の構築を図ります。

(12) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対 象 0歳児～2歳児

単 位 人日(延べ人数)、子育て交流センター・子育て支援センター数

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み	27,440 人日	26,880 人日	26,320 人日	25,760 人日	25,200 人日
②確保方策	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

※①量の見込みには、子育てひろばの利用者数を含む

基本的な方向

- 子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談援助、関連情報の提供、講習会など、家庭に寄り添った取組を推進することにより、育児の不安や負担感の軽減に向けた支援に努めます。

(13) 一時預かり事業

【一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)】

事業概要

幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)に通うこどもについて、通常の利用時間以外に保育を行う。

対 象 3歳児～5歳児

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	64,118 人日	62,810 人日	61,501 人日	60,193 人日	58,885 人日
1号認定	12,209 人日	11,960 人日	11,711 人日	11,462 人日	11,213 人日
2号認定	51,909 人日	50,850 人日	49,790 人日	48,731 人日	47,672 人日
②確保方策	67,000 人日	67,000 人日	67,000 人日	67,000 人日	67,000 人日
②－①＝	2,882 人日	4,190 人日	5,499 人日	6,807 人日	8,115 人日

【一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)】

事業概要

保育認定を受けないこどもを保護者が就労や疾病などにより一時的に家庭での保育ができない場合に保育を行う。

対 象 0歳児～5歳児

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	8,959 人日	8,776 人日	8,593 人日	8,411 人日	8,228 人日
②確保方策	9,305 人日	9,305 人日	9,305 人日	9,305 人日	9,305 人日
一時預かり事業	9,000 人日	9,000 人日	9,000 人日	9,000 人日	9,000 人日
子育て短期支援事業 (トワイライト)	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
ファミリーサポート センター事業	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日
②－①＝	346 人日	529 人日	712 人日	894 人日	1,077 人日

基本的な方向

- 受入体制確保に努め、こどもたちが安心して健やかに成長できる環境を整えます。

(14) 病児保育事業

事業概要

病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う。

対 象 乳児・幼児又は小学校に就学しているこども

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	2,450人日	2,400人日	2,350人日	2,300人日	2,250人日
②確保方策	3,800人日	3,800人日	3,800人日	3,800人日	3,800人日
②－①＝	1,350人日	1,400人日	1,450人日	1,500人日	1,550人日

基本的な方向

- 保護者の子育てと就労の両立支援に必要な事業であることから、今後も必要な取組を進め、子育て環境の充実を図ります。

(15) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助が必要な人と、援助ができる人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対 象 0歳児～小学校6年生

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	573人日	561人日	549人日	538人日	526人日
②確保方策	650人日	650人日	650人日	650人日	650人日
②－①＝	77人日	89人日	101人日	112人日	124人日

基本的な方向

- 育児の援助が必要な人と提供できる人の調整・橋渡しの業務を行うことにより、子育て世帯における保護者の子育てと仕事の両立、働きやすい環境づくりに努めます。

(16) 妊婦健康診査

事業概要

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図り、安全・安心な妊娠・出産のために定期的に健康診査を受けられるよう費用を助成する。

対 象 妊婦

単 位 人、回

需要量と確保の方策

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人数	736人	700人	667人	637人	610人
	回数	9,456回	8,986回	8,563回	8,186回	7,828回
②確保方策		医療機関において、国の定める基本的な妊婦健康診査を実施				

基本的な方向

- 受診の重要性を普及・啓発し、確実な受診勧奨により、安心して妊娠期を過ごし安全に出産できるよう支援します。

(17) 産後ケア事業

事業概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができるようきめ細かい支援を実施する。

対 象 産後1年未満の産婦

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		407人日	387人日	369人日	353人日	337人日
②確保方策		407人日	387人日	369人日	353人日	337人日
②－①＝		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

基本的な方向

- ケアを必要とする全ての母子が、適切に支援を受けることができるよう、利用調整を図ります。

(18) 乳児等通園支援事業

事業概要

保護者の就労要件を問わず、生後6か月から満3歳未満の未就園児に、月一定時間、保育所等において、適切な遊びや生活の場の提供を行う。

対 象 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	62人日	57人日	54人日	51人日	49人日
②確保方策	—	59人日	59人日	59人日	59人日
②－①＝	—	2人日	5人日	8人日	10人日

基本的な方向

- 令和7(2025)年度に、保育所等における受け入れ体制を整え、法に基づく新たな給付制度として位置けられる令和8(2026)年度から、本格的に事業を開始する予定です。